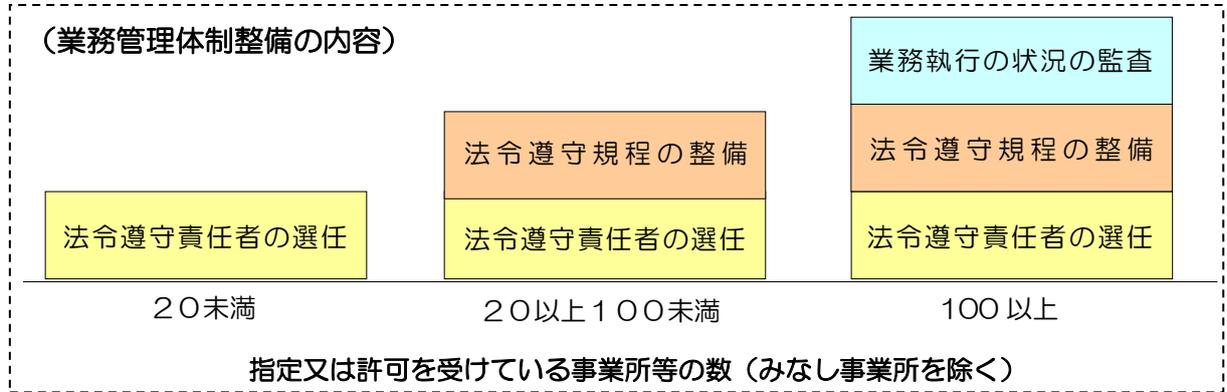


業務管理体制整備に関する届出について

1. 事業者が整備する業務管理体制

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39)



注1) 事業所等の数には、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所を含みます。

例：短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護の両方の指定を受けている場合は、事業所の数は2と数えます。

注2) みなし事業所は事業所等の数には含みません。みなし事業所とは、病院等が行う居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションであって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

なお、老健併設の通所リハビリテーションはみなし事業所ではありませんので、事業所等の数に含んでください。

注3) 介護予防・日常生活支援総合事業は、事業所等の数から除いてください。

2. 届出書に記載すべき事項(介護保険法施行規則第140条の40)

届出事項	対象となる介護サービス事業者
①事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
②「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
③「法令遵守規程」の概要(注1)	事業所等の数が20以上の事業者
④「業務執行の状況の監査」の方法の概要(注2)	事業所等の数が100以上の事業者

(注1) 「法令遵守規程」について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストなどを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たっての注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

(注2) 「業務執行の状況の監査」について

事業者が、すでに各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

3. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

区 分	届出先
①事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣 (本省)
②事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ 2以下の地方厚生局管轄区域に事業所等が所在する事業者	主たる事務所が 所在する 都道府県知事
③事業所等が同一の都道府県に所在する事業者	都道府県知事
④事業所等が同一の中核市に所在する事業者	中核市の長
⑤事業所等が同一の指定都市に所在する事業者	指定都市の長
⑥地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であつて、 すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

注1) ②の届出先は、法人所在地の都道府県となります。

注2) ①及び③～⑥の届出先は、法人所在地に関わらず、事業所等の所在地により区分されます。

注3) 地方厚生局の所管地域については、次のとおりです。

地方厚生局	管轄地域
北 海 道	北海道
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東 信 越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東 海 北 陸	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近 畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国 四 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

届出先フローチャート

①貴法人が運営するすべての介護サービス事業所の所在地はどこですか。

- ア 同一の都道府県 ⇒ ②へ
- イ 2以上の都道府県 ⇒ ④へ

②（①でアの場合）その所在地は、政令指定都市・中核市、一般市町村のどれですか。

- ア 同一の政令指定都市・中核市 ⇒ 政令指定都市・中核市に提出
- イ 同一の一般市町村 ⇒ ③へ
- ウ 2以上の政令指定都市・中核市、一般市町村 ⇒ 都道府県に提出

③（②でイの場合）運営する事業所の種別はどれですか。

- ア 地域密着型サービスのみ ⇒ 一般市町村に提出
- イ 地域密着型サービス以外のサービス ⇒ 都道府県に提出
- ウ アとイの両方のサービス ⇒ 都道府県に提出

④（①でイの場合）その所在地は、同一の地方厚生局管内ですか。

- ア 同一の地方厚生局管内 ⇒ 法人所在地の都道府県に提出
- イ 2つの地方厚生局管内 ⇒ 法人所在地の都道府県に提出
- ウ 3以上の地方厚生局管内 ⇒ 厚生労働省に提出

4. 届出方法

相模原市内のみで介護サービス事業所を運営する事業者につきましては、相模原市に以下の方法により届出を行ってください。

① 届出システムを利用して届出を行う場合

届出システムを利用して新規の届出を行う場合については、「業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）」の6ページに記載のURL (<https://www.laicomea.org/laicomea/>) をブラウザに貼付し、アクセス後「初めて本システムを利用される方へ：新規に届出を行う場合はこちら」をクリックして必要な手続きを行ってください。また、新規届出後、届出内容について変更等がある場合は、上記URLにアクセス後、ログイン画面より、ユーザIDとパスワードを入力し、当該マニュアル（39ページ～42ページ）を参照の上、変更の手続きを行ってください。

② 郵送にて届出を行う場合

郵送にて新規の届出を行う場合については、「業務管理体制整備に係る届出書（第1号様式）」を提出してください。また、新規届出後、届出内容について変更等がある場合は、「業務管理体制整備に係る変更届出書（第2号様式）」を提出してください。

※新規の届出後、同一事業者で事業所を新規申請される場合についても、届出システムにて事業所追加の変更手続き又は郵送にて第2号様式の提出が必要となりますのでご注意ください。